

奨学のための給付金 年額支給、7月～翌年3月分支給のご案内

滋賀県教育委員会では、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低所得（道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税））の世帯の保護者等に対し、返還の必要がない「奨学のための給付金」を支給します。

1 対象者

申請年度の7月1日現在において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等

- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる世帯
- 生活保護(のうち生業扶助)を受給しているか、申請年度の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円(非課税)の世帯（保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税であること。）
- 保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯

2 支給区分について

次の①または②の該当する区分で申請してください。

① 年額支給

- 対象となる高校生 ➤ 申請年度の新入生以外
➤ 申請年度の新入生で、年額支給を希望する方（一部早期給付を申請していない方）

② 7月～翌年3月分支給

- 対象となる高校生 ➤ 申請年度の新入生で、一部早期給付の申請をされた方

3 支給額(※1)

| 世帯区分 | | 全日制・定時制 | 通信制 | 専攻科 |
|-------------------|-----------|----------|---------|---------|
| ① 生活保護世帯 | | 32,300円 | 32,300円 | 50,500円 |
| ② 非課税世帯 区分①を除く | 1人目 | 117,100円 | 50,500円 | |
| | 2人目以降(※2) | 143,700円 | | |

※1 7月～翌年3月分支給の申請をされた場合の支給額は、7月1日時点の支給区分に応じた年額から、早期給付額を差し引いた額となります。早期給付額が年額を上回る場合は、早期給付額が年額となります。

※2 保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。
・15歳以上（中学生を除く）23歳未満の者
・23歳以上の高校生等

4 申請方法

○募集時期 **申請年度の7月1日から受付開始**

締め切りは学校の案内に従ってください。

○申請方法 必要書類をそろえて、**在学する高等学校等へ提出**してください。

申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

◆お問い合わせ

在学する高等学校等にお問い合わせください。